○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	図面縦覧場所
海津市南濃町奥条字下内屋敷二九九番一から同市南濃町奥条字下内屋敷二九九番四まで	前	二四・一〇～三二・一五メートル	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
	後	二四・一〇～三二・一五メートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	敷地の幅員延長	図面縦覧場所
一号	四日市市川北三丁目七〇五番四から同市垂坂町字肱ヶ谷一八一〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	一二・〇～一七・六メートル	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十六日十五時

○中部地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	敷地の幅員延長	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市白鳥町大島字向野一四九三番七から同市白鳥町大島字萩原一五四五番三まで	〇・〇～一七・六メートル	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	敷地の幅員延長	図面縦覧場所
二百五十八号	海津市南濃町駒野字八幡前二八七番一から同市南濃町奥条字下内屋敷三〇八番三まで	一四・〇～三二・一五メートル	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	敷地の幅員延長	図面縦覧場所
四百七十五号	豊田市矢並町法沢七三四番五から同市矢並町法沢七二八番一まで	〇・〇～一七・六メートル	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○中部地方整備局告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間中部地方整備局及び同局名四国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長	図面縦覧場所
豊田市矢並町法沢七三四番五から同市矢並町法沢七二八番一まで	〇・〇～一七・六メートル	〇・二三八キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十三年三月二十五日

○中部地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千三百五十号尾張都市計画道路事業三・四・五十八号犬山大橋線

三　事業施行期間　自平成七年七月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千六百二十九号名古屋都市計画道路事業三・三・二百八十八号瀬戸川プロムナード線及び三・三・二百五十七号瀬戸大府東海線

三　事業施行期間　自平成十年八月十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし